

# 福岡県公報

平成24年12月14日  
第3454号

## 目次

### 告示 (第2053号 - 第2090号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 堤防と道路との兼用工作物の管理 (河川課) ..... 3
- 救急病院の認定 (医療指導課) ..... 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 4
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 5
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 6

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 6
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 7
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 8
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 10
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 10
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 10
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 10
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 11

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社 印刷 野久

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部の解除 (環境保全課) .....11
- 都市計画の変更 (都市計画課) .....11
- 土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可 (農村森林整備課) .....11
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) .....11
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) .....12

公 告

- 建設業の許可の取消し (建築指導課) .....13
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) .....14
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) .....14
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (保健衛生課) .....15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (保健衛生課) .....15
- 平成24年度福岡県ふぐ処理師試験の実施について (保健衛生課) .....15

再 掲

- 福岡県職員採用 (I類) 試験の施行 (人事委員会事務局任用課) .....17

告 示

福岡県告示第2053号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	福 光 朝 倉 線	前	朝倉市福光 358 番 2 先から 朝倉市福光 429 番 2 先まで	8.0 ～ 13.2	180.0

前	朝倉市福光 358 番 2 先から 朝倉市福光 429 番 2 先まで	8.0 ～ 12.0	185.1
後	朝倉市福光 358 番 2 先から 朝倉市福光 429 番 2 先まで	7.5 ～ 13.9	180.0

福岡県告示第2054号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	福 光 朝 倉 線	朝倉市福光358番2先から 朝倉市福光429番2先まで

福岡県告示第2055号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	福 光 朝 倉 線	前	朝倉市福光 358 番 2 先から 朝倉市福光 429 番 2 先まで	8.0 ～ 13.2	180.0

飯塚	県道	豆田線 稲築線	前	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで	11.8 ～ 34.6	780.0
			後	嘉麻市漆生2299番38先から 嘉麻市岩崎1253番2先まで	11.8 ～ 34.6	

## 福岡県告示第2056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	豆田線 稲築線	嘉麻市岩崎1316番11先から 嘉麻市岩崎1318番7先まで

## 福岡県告示第2057号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

## 1 河川の名称

筑後川水系高間川

## 2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

## 3 河川管理施設の位置

八女郡広川町大字広川字熊ノ前1243番9地先から

八女郡広川町大字広川字熊ノ前1265番4地先まで

## 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 広川町

代表者 広川町長 渡邊 元喜

## 5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

## 福岡県告示第2058号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地	有効期間
馬場病院	八女郡広川町大字新代1389-409	平成24年12月1日から 平成27年11月30日まで
姫野病院	八女郡広川町大字新代2316	
北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1	

## 福岡県告示第2059号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市高田字城ノ浦114の2、114の5、114の11、114の12、字新貝1209、1226の1、字駄越1317の1から1317の4まで、1349、字折敷田1352、1383、字姥ヶ谷1406の1、1418の1、1418の4、1424、字堀田1707、1721、1724、1741、1743

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2060号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字大庭ノ元5166

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2061号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字廣谷1428の4、1431の1、字分瀬1682

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2062号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月24日農林水産省告示第1810号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに飯塚市役所及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2063号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年11月16日農林水産省告示第1787号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2064号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月27日農林水産省告示第1643号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2065号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在 場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月4日農林水産省告示第1382号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第2066号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年8月14日農林水産省告示第1217号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県公安委員会告示第2067号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年8月2日農林水産省告示第1170号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第2068号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年7月21日農林水産省告示第1110号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第2069号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年6月30日農林水産省告示第980号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2070号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年6月1日農林水産省告示第818号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

みやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2071号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月10日農林水産省告示第146号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び桂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第2072号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年1月21日農林水産省告示第25号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 福岡県告示第2073号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年6月30日農林水産省告示第978号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 福岡県告示第2074号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和49年11月19日農林省告示第1104号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 福岡県告示第2075号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市坂本二丁目153番7及び154番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

---

#### 福岡県告示第2076号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市高雄二丁目3912番8から3912番15まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東那珂一丁目6-32



株式会社 オージーオー  
代表取締役 小河 健六

**福岡県告示第2077号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 中間コンプレックス
  - (2) 所在地 福岡県中間市東中間一丁目4番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第2078号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 中間コンプレックス
  - (2) 所在地 福岡県中間市東中間一丁目4番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第2079号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ドラッグコスモス中鶴店
  - (2) 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1662番2、1664番4、1664番5
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第2080号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ドラッグコスモス中鶴店
  - (2) 所在地 福岡県中間市中鶴4丁目1662番2、1664番4、1664番5
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第2081号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	江 島 線 筑 後 線	前	三潞郡大木町大字笹淵975番1先から 三潞郡大木町大字大角167番1先から	6.4 ～ 11.4	589.6
			後	三潞郡大木町大字笹淵975番1先から 三潞郡大木町大字大角167番1先から	7.0 ～ 11.4	

**福岡県告示第2082号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	北矢部 冬 野 線 黒 木	前	八女市矢部村矢部1065番1先から 八女市矢部村矢部1095番3先まで	5.0 ～ 17.2	487.7

		後	八女市矢部村矢部1065番1先から 八女市矢部村矢部1095番3先まで	5.8 ～ 17.2	487.7
--	--	---	--	------------------	-------

**福岡県告示第2083号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年12月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	北矢部 冬 野 線 黒 木	八女市矢部村矢部1065番1先から 八女市矢部村矢部1095番3先まで

**福岡県告示第2084号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所  
京都郡みやこ町犀川上高屋字口ノ岩15の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2085号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
豊前市大字馬場1136の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第2086号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について次のとおり指定を解除する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
大野城市御笠川一丁目14番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

**福岡県告示第2087号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

久留米都市計画道路を変更（久留米都市計画道路3・4・16号久留米駅南町線の変更）

**福岡県告示第2088号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
福岡市金武西土地改良区	区画整理事業 (金武西地区)	平成24年12月5日

**福岡県告示第2089号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平年24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日

平成24年11月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ハースサイドランゲージスクール

(2) 代表者の氏名

中別府 和彦

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県中間市鍋山町1番1号 グリーンハイツ1F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、未来を担う子供たち、地域で活躍している大人からお年寄りに対して、「地域から世界へ」をスローガンに、英会話を中心とした語学スクールに関する事業を行い、国際社会に取り残されることなく、世界で堂々と渡り合えるたくましい人材を育成することを目的とする。

**福岡県告示第2090号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

大任町

2 事業の種類

大任町給食センター（仮称）整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県田川郡大任町大字大行事字下鶴及び字西ノ切地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業のうち、大任町給食センター（仮称）（以下「本体事業」という。）は土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に掲げる「地方公共団体が設置する農業用道路、用水路」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大任町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成24年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業のうち本体事業は、大任町が同町大字大行事字下鶴及び字西ノ切地内において、大任町給食センター（仮称）を整備するものである。また、関連事業は、本体事業の施行に伴い付替工事が生じたものである。

同町内に存する小学校のうち、大任小学校の給食施設は平成2年に、今任小学校の給食施設は平成10年に整備されたものであり、両施設ともに施設及び設備の老朽化が著しく、加えて、学校給食法（昭和29年法律第160号）の改正に伴って改正された学校給食衛生管理基準が勧めるドライシステムが導入されていないなど、衛生管理面における問題も生じてきている。また、同町内に存する大任中学校は、田川郡内6町1村に存する中学校13校のうち唯一完全給食が実施されておらず、成長期の子どもの中には、食事を取らない子や好きなものしか食べない子がいるなど、偏った栄養による発達不足、集中力の低下などの問題が懸念されているところである。

そこで、大任町においては、現在の衛生管理基準を満たした施設でつくった学校給食を提供すること及び中学校における完全給食の実施により、児童及び生徒の健

全な心身の発達を促すことができることなどに鑑み、小学校2校及び中学校の学校給食の実施に必要な施設としての共同調理場である学校給食センターを整備することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、衛生面でより安全な給食を提供することが可能となり、また、中学校における完全給食の実施により、生徒の心身の健全な発達に寄与し、さらに、地元の安全で安心な食材、食品を給食に利用することで地産地消の推進が図られ、大任町の農業を活性化させることができるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財などは見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地に農業振興地域が含まれているが、農業振興地域整備計画の変更について福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、大任町の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、小学校2校及び中学校との位置関係、渇水期における水の確保、工事施工の難易度、事業費の面などから3案について検討を行ったうえで、配送に係る利便性が良く、渇水期における水の確保が容易であり、工事の施工性に優れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、現在の小学校2校の給食施設は老朽化が著しく、加えて、衛生管理面に問題があり、また、中学校においては多数の保護者が完全給食の実施に賛成していることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は

使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、大任町から申請のあった大任町給食センター（仮称）整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
大任町役場（教育課）

## 公 告

### 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成24年12月3日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
佐藤組	久留米市藤山町216-2	佐藤 文子	平成20年1月28日 福岡県知事許可(般-19) 第97729号

3 処分の内容

土木工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

佐藤組は、建設業法第3条第1項に基づく建設業許可申請（業種追加）及び同条第3項に基づく建設業許可申請（更新）において、同法第7条第2号に規定されている専任技術者として、営業所に常勤して専ら職務に従事していない者を記載し、それぞれ平成15年9月18日付け、平成20年1月15日付けで、不正の手段により許可を取得した。

このことは、同法第29条第1項第5号の規定に該当する。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成24年11月30日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 リクデン	福岡県田川市大字川宮 1215	陸田 和子	平成23年8月15日 福岡県知事許可 (般・特-23) 第58234号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金

等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

### (2) 停止期間

平成24年12月14日から平成24年12月20日までの7日間

## 4 処分の原因となった事実

㈱リクデンは、特定建設業者以外の建設業者と、その情を知って建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第7号に該当すると認められる。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成24年11月30日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
福岡電業社	福岡県田川郡糸田町3169	河野 準一	平成22年1月6日 福岡県知事許可(般-21) 第54908号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

### (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第

18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成24年12月14日から平成25年1月11日までの29日間

4 処分の原因となった事実

福岡電業社は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、監理技術者を設置せず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで理容師法施行細則（昭和34年福岡県規則第42号）及び美容師法施行細則（昭和34年福岡県規則第43号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行による外国人登録法の廃止等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当すること

から、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年12月14日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県ふぐ取扱条例施行規則（昭和54年福岡県規則第12号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の規則改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の施行による外国人登録法の廃止等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の公布日

平成24年12月14日

**公告**

平成24年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成24年12月14日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以

上従事したもの

(2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

## 2 試験

### (1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

### (2) 日時及び場所

日 時		科 目	場 所
平成25年3月5日 (火曜日)	午前9時～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等 説明	
	午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識	
	午前11時～ 午後5時	ふぐの処理に関する 実技	

## 3 受験手続及び受付期間

### (1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、大牟田市については同市保健所生活衛生課、久留米市については同市保健

所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「保健衛生課」という。）へ提出すること。

(ア) 住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等記載のもの）

出入国管理及び難民認定法第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

(イ) ふぐ処理従事証明書

(ウ) 1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

(エ) 視覚又は精神の機能の障害によりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者及び麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

(オ) 履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び保健衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの用紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

### (2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、平成25年1月4日（金曜日）から平成25年1月18日（金曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、平成25年1月18日（金曜日）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。



## 4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

- (1) 合格者の受験番号は、平成25年3月29日（金曜日）午前9時に発表する。発表は、各保健所等及び保健衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

## 5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は保健衛生課に対して行うこと。

郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用

封筒を必ず同封すること。

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 公告

福岡県職員採用（I類）試験を次のとおり施行する。

平成24年12月5日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

回数	種類	試験区分 (採用予定数)	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格者発表		受付期間
								発表日	発表の方法	
第 160 回	I 類	土 木 (15)	①昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 ②平成3年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者	第 1 次	2 月 3 日	教養試験 専門試験	福岡市	第 1 次	2 月 中 旬	①持参又は郵送の場合は、平成25年1月7日から平成25年1月18日まで。 なお、郵送による申込みは平成25年1月18日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成25年1月7日から平成25年1月15日まで。
				第 2 次	2 月 下 旬	論文試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最 終	3 月 上 旬	

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。